

墨田区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第8号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（許可申請書の記載事項）

第5条 法第5条第1項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

公園施設の設置の許可申請書

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）

イ 公園施設の種類及び数量

ウ 公園施設の設置目的

エ 公園施設の設置期間

オ 公園施設の設置場所

カ 公園施設の管理組織

キ 公園施設の管理規則及び経理計画

ク 公園施設の構造及び規模

ケ 公園施設の設置工事の期間

コ 公園施設の設置工事費の調達計画

サ アからコまでに掲げるもののほか、区長が指示する事項

公園施設の管理の許可申請書

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 公園施設の所在、種類及び数量

ウ 公園施設の管理目的

エ 公園施設の管理期間

オ 公園施設の管理組織

カ 公園施設の管理規則及び経理計画

キ アからカまでに掲げるもののほか、区長が指示する事項

許可を受けた事項の変更の許可申請書

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ アからウまでに掲げるもののほか、区長が指示する事項

第7条の見出し及び同条第1項中「又は公園施設」を削る。

第12条第2項中「70円」を「90円」に改める。

第13条第10号中「第25条の4第2号」を「第28条第2号」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3

土地の使用料

種 別	単 位	金 額
土 地	1平方メートル、1月	2,031円

別表第5中「1,583円」を「1,856円」に、「703円」を「825円」に、「1,173円」を「1,375円」に、「469円」を「550円」に、「865円」を「1,038円」に、「351円」を「412円」に、「586円」を「687円」に、「987円」を「1,184円」に、「9,360円」を「10,800円」に、「14,625円」を「16,875円」に、

「

そ の 他 の 占 用	1平方メートル、1日	39円
-------------	------------	-----

」

を

「

墨田区立隅田公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営	1平方メートル	午前6時から 午前10時まで	23円
		午前10時から 午後4時まで	34円

業活動を伴う占用	午後4時から 午後10時まで	34円
その他の占用	1平方メートル、1日	45円

に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第13条第10号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第12条第2項、別表第3及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料又は占用に係る占用料から適用する。